

序章 景観計画について

1 「景観」について

■「景観」とは…

「景観」とは、私たちの目に映る視覚像のことで、一般的には風景、景色とほぼ同じ意味だと考えてさしつかえありません。「景観」という言葉は見る対象を示す「景」という文字と、それらを見る人が感じる感覚や価値観（ものの見方や考え方）を表す「観」という文字が組み合わされた言葉です。

同じ景観を見ていても、その評価が人によって異なるのは、見る人の感覚や価値観に違いがあるからです。もう少し換言すると、「景観」とは見る人の目と心にかかる「地域の視覚的特性＝まちの個性」ということもできます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、観光交流や都市活動、日常生活から生じる雰囲気、さらには光や風、水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じるすべてのものが深く関連し合い、成り立っています。

景観の要素は私たちの身近なもので構成されており、富士山や湖、樹海、周辺の間々、森、草原などの自然的景観から、市街地や集落地のまち並み、道路や公園などの人工的景観まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。

また、これらのほか、まちのイメージ、歴史や文化、花の香り、風など、目に見えない五感で感じる“印象”も「景観」の要素に含まれます。

■美しい「景観」は本町のかげがえのない財産

本町は、世界に誇る富士山を仰ぎ、富士五湖のうち4湖を擁する「湖水地方」ともいうべき優れた自然景勝地として全国に知られています。

この優れた自然環境と美しい景観は、地域の伝統文化を育み、酪農や観光といった各種産業の振興などにも大きく貢献しています。すなわち、私たちの暮らしに深く結びつき、様々な恵みをもたらしているのです。

本町のこの美しい景観は、特有の地形や風土のなかで、自然と共生するための人々の暮らしや営み、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

良好な景観は、地域の個性を表現し、生活にうるおいを与え、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたせてくれるとともに、地域の魅力を高め、観光など地域活力の源にもなり、本町の将来を担う子どもたちの豊かな感性を育ててくれます。

この美しい景観は、本町の誇りであり、町民のかげがえのない財産であります。

現在、本町を含む山梨県富士北麓地域や静岡県の関係市町村を中心に「富士山世界文化遺産」の登録に向けた取り組みが進められていますが、このことに限らず、富士の恵みである美しい自然環境と景観を後世に継承し、富士山と湖のまちとして、世界に誇れる良好な景観形成を図っていくことが求められています。



・河口湖と富士山

2 景観計画について

(1) 計画の目的

■計画の背景

平成16年6月に制定された「景観法」は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するためのわが国はじめての景観についての総合的な法律です。

「景観計画」とは、この「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する国民の意識が高まる中で、従来の自治体の自主条例による景観形成から「景観法」を根拠とする景観形成への転換が求められており、全国の多くの自治体で法に基づく景観計画への取り組みが進められています。

本町は、平成17年9月に景観法に基づく景観行政団体となり、本格的な景観形成に取り組むため、平成19年6月に「富士河口湖町景観計画（素案）」を作成し、平成21年3月に「富士河口湖町景観条例」を制定しました。

■計画の目的

本計画は、富士山や湖、樹海などの優れた自然景観や歴史・文化的景観を町民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、国際的な観光地にふさわしい魅力ある景観を創造・育成し、町や地域の活性化につなげていくため、町民、観光客、事業者、行政などに共通する協働の景観形成指針とすることを目的としています。

富士河口湖町の景観形成は、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、町民、観光客、事業者、行政などが、お互いに手を携えて一步一步着実に進めていきます。

本計画には、本町のかけがえのない美しい景観に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという町民をはじめ、関係者の熱い思いが込められています。

■景観計画の特徴

「富士河口湖町景観計画」は、次のような特徴をもつ計画です。

■「富士河口湖町景観計画」の特徴

●景観形成に関する富士河口湖町の総合的な計画です

景観計画では、景観形成に関する方針をはじめ、良好な景観形成のための行為の制限、景観資源等の質的向上に関する事項を定めるほか、町民、観光客、事業者、行政等が協働して景観形成に取り組んでいくための仕組みなど、景観形成に関する総合的な計画として策定します。

●広く町民意見を反映して策定する計画です

本計画は、景観法という法律に基づいて策定する計画ですが、計画の策定にあたっては、地域別の「住民ワークショップ」の開催、町の広報やホームページによる検討経過や景観計画（素案）の公表、素案に対する町民アンケート調査を実施するなど、広く町民意見の反映に努め、町民に親しみがもてる計画として策定します。

●町民・事業者・行政・観光客などが協働して景観形成に取り組むための指針です

良好な景観形成を推進していくためには、町民をはじめ、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、町民・観光客・事業者・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）としての役割をもっています。

(2) 計画の位置づけと役割

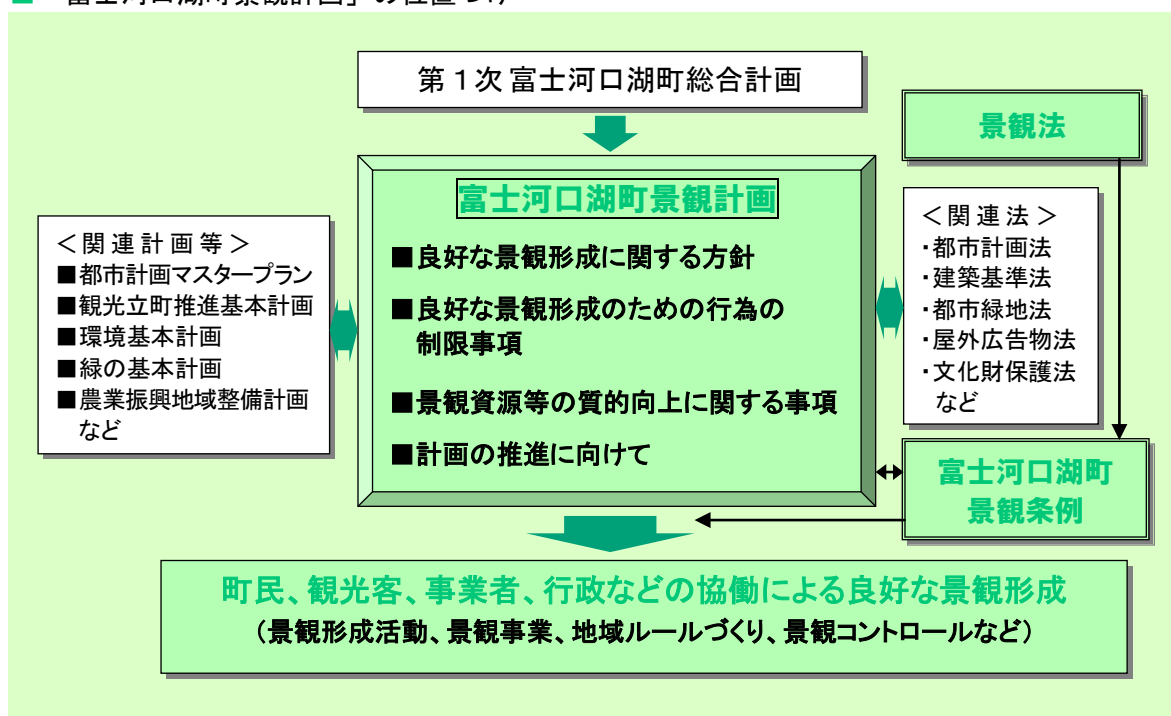
本計画は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第1次富士河口湖町総合計画」(平成20年3月)に則しつつ、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、町民が主体的に関わる景観形成活動や行政等が行う景観形成事業などの景観形成施策は、本計画に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、「富士河口湖町都市計画マスタープラン」や「富士河口湖町観光立町推進基本計画」、環境基本計画、緑の基本計画などの関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法などの景観形成に係わる法制度等の活用を図ります。

なお、本計画は、今後の世界文化遺産登録を巡る動向や町民ニーズ、本町をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う成長型の計画として内容を充実していきます。

■「富士河口湖町景観計画」の位置づけ



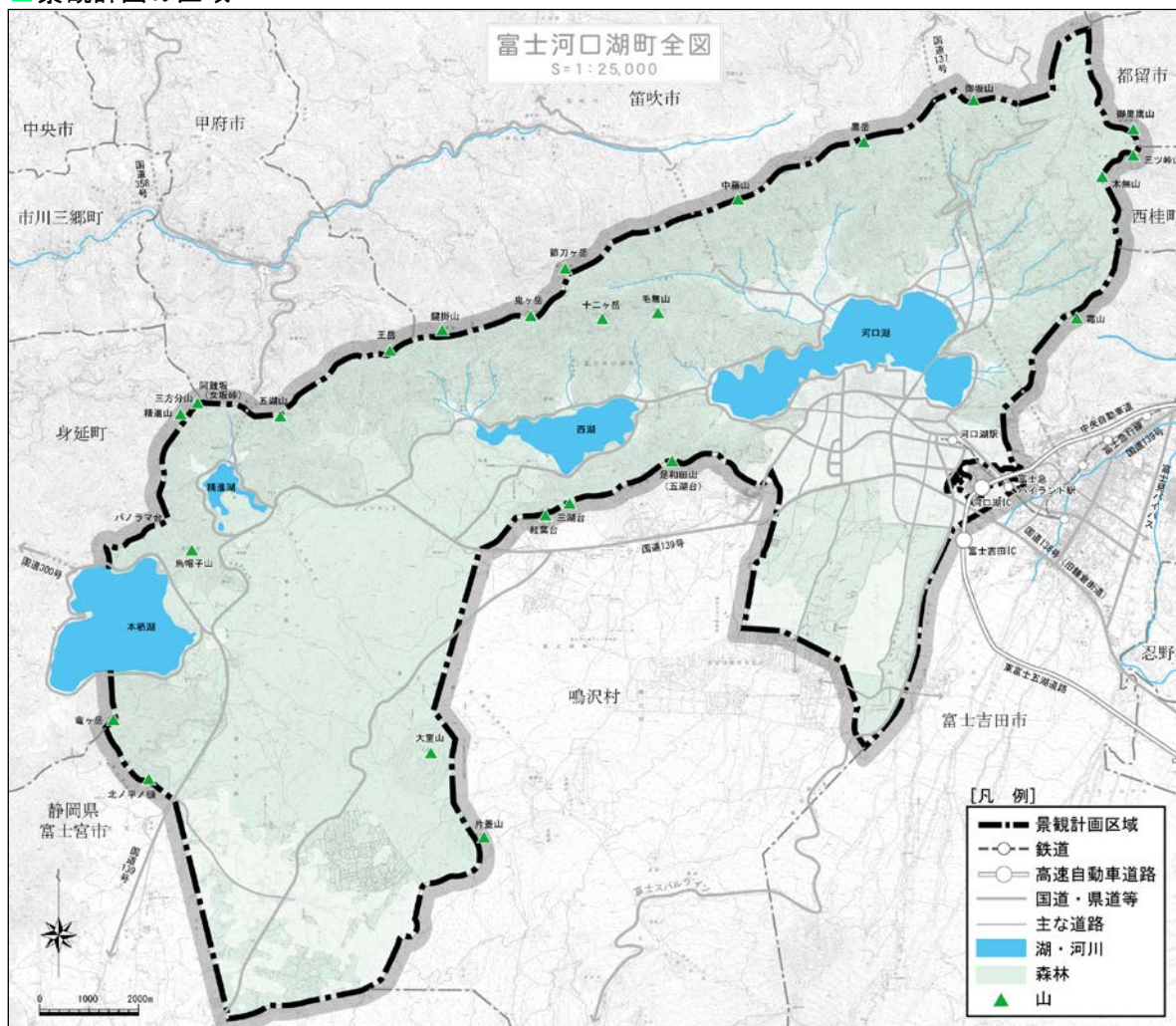
・大池公園と富士山

(3) 景観計画の区域

富士河口湖町の景観は、圧倒的な存在感を示す富士山の眺望と、4つの湖、御坂山地、樹海、草原などの特色のある自然景観が広がり、その中に市街地や農山村の景観、歴史文化的景観、観光地の賑わい景観、暮らしの景観などが重なり合い、これらが一体となって富士河口湖町らしい独自の景観を形成しています。

このため、景観法が定める景観計画の主旨を考慮し、富士河口湖町らしい個性と魅力ある景観形成を図るために、町域全体を景観計画区域として定めます。

■ 景観計画の区域



・空から見た富士河口湖町

(4) 景観計画の構成

「富士河口湖町景観計画」は、景観に関する総合指針として、法定事項だけでなく、本町で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく5つの内容で構成しています。

■富士河口湖町景観計画の構成



注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

*2 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。

*3 上記*1、*2以外の項目は任意事項で、本町が独自に定める事項となっています。